

## 令和3年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和3年6月28日(月) 開会 午前10時  
閉会 午後 0時20分

場所 第6委員会室

出席委員 吉良英敏委員長

橋詰昌児副委員長

逢澤圭一郎委員、小川真一郎委員、武内政文委員、諸井真英委員、

小島信昭委員、平松大佑委員、井上航委員、山根史子委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [農林部関係]

強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、

吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、

竹詰一農業ビジネス支援課長、島崎二郎農産物安全課長、

野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、

佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

[環境部関係]

小池要子環境部長、石井貴司環境部副部長、末柄勝朗環境未来局長、

石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、大山澄男環境政策課長、

深野成昭温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、

堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、

河原塚啓史みどり自然課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第88号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち農林部関係	原案可決
第95号	埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例	原案可決

#### 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第2号	カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの比率を一層高める2030年エネルギー基本計画の改定をされるよう、国への意見書提出を求める請願	趣旨採択

### 報告事項

#### 1 環境部関係

指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について

## 2 農林部

指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

逢澤委員

- 1 米の安値が続く中、全国的には10年ほど前から、主食としての生産から米粉や飼料米への転換が促進されている。本県では、本事業だけでなく、今後、加工米への転換を推進していく考えはあるか。また、他県の転換の状況について把握しているのか。
- 2 事業主体である畜産物輸出コンソーシアムの構成員に、県内生産者は含まれているのか。
- 3 本補正では、約1,200万円をかけて広報活動をするようであるが、具体的にどのような広報活動を行うのか。

生産振興課長

- 1 国の交付金を活用し、主食用米並みの手取り価格が確保される助成額を設定することで加工用米への転換を推進してきた。これまで国は飼料用米・米粉用米への転換に力を入れており、国の交付単価も加工用米に比べて高く設定されていることなどから、全国に比べ加工用米の取組割合は低かった。新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、米価が下がっていることから、国は令和2年度3次補正予算により、加工用米など国産シェアの拡大を進める実需者に対し、機械・施設の導入などに係る新たな支援を創設したところである。この事業を活用することで、実需者と連携計画を策定した地元生産者が、主食用米と比較的近い価格で取引してもらえることとなり、加工用米に取り組みやすい環境が整うと考える。引き続き、国の交付金や支援事業を活用することで、生産者の経営の安定を図っていききたい。続いて、主食用米からの転換の状況については、国が公表した令和3年4月末時点の各都道府県の主食用米の作付見込みは、令和2年産の実績と比較し、減少傾向が38県、前年並み傾向が9県という状況であった。本県の主食用米からの転換については、令和2年産実績よりも1から3%程度減少すると見込まれる。要因としては、米の在庫状況などによる米価の下落の危機や、国の交付金により作付転換が進んでいると考える。

畜産安全課長

- 2 構成員の生産者は、北海道の明正と秋田県のみらいファームの2者であり、県内の生産者は参加していない。
- 3 輸出のターゲット国である台湾に行き、牛肉フェアを2回開催するほか、台湾から日本に顧客を招き、日本の生産現場を視察する内容である。

逢澤委員

- 1 畜産物輸出コンソーシアムの構成員に県内生産者が含まれていない理由は何か。
- 2 学校の給食にも県産牛肉を使おうという取組もあり、今後、県内生産者を入れていくべきと思うがどうか。
- 3 確認であるが、加工米への転換については、今後も推進していくということか。

畜産安全課長

- 1 明正とみらいファームは、平成29年から越谷食肉センターと輸出事業者の伊藤ハム株式会社を通じて、台湾への牛肉の輸出に取り組んでいた。この既存の体制が、今回の

補助事業要件に合致したという経緯がある。県内で既に輸出に取り組んでいる生産者はいたが、畜産物には既定の出荷ルートがあり、新たに出荷ルートを変えるには様々な調整が必要になるため、県内生産者が出荷ルートを変えるのは難しい。さらに、輸出となれば、輸出事業者との調整や輸出国の認定を受けている食肉処理施設での処理が必要となるため、県内生産者が急に出荷ルートを変えて、このコンソーシアムに参加するのは困難であった。

- 2 県内生産者の参加は可能である。今後、参画していただくため、今は意向調査などを行っている。

#### 生産振興課長

- 3 引き続き、国の交付金や支援事業などを活用して、生産者の経営安定を図るために推進していく。

#### 平松委員

- 1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の概要を見ると、「需要に応じた加工用米の生産体制の強化」という表現があるが、生産量自体が増えるのか。
- 2 国産米・県産米に切り替えていくために必要な機械・施設の整備により、国産米・県産米の割合をどのように上げていくのか。また、何トンくらいの量になるのか。

#### 生産振興課長

- 1 生産量は、地元の農家の年間契約として約300トンを予定している。集荷団体を通して集荷されるが、それにより約60ヘクタール分が主食用米から加工用米に転換される見込みである。
- 2 国産米の割合は、現在、事業主体が出荷している原料については約21%が国産米である。今回この事業の実施により目標年度の令和7年度には約46%が国産米に切り替わるよう計画されている。年間300トンが予定されている。

#### 平松委員

数の確認だが、現時点の21%から令和7年度で46%になった時点では何トンになるのか。

#### 生産振興課長

21%から46%になることにより、680トンが製造されることとなる。

#### 平松委員

令和7年度時点で680トンを見込んでいると理解した。米価や需要の状況にもよるが、680トンを確認することはハードルが高いのではないかと思う。県産米を使っていくという中で、県としても十分にサポートしていくという方針を示すべきと考えるがどうか。

#### 生産振興課長

関係機関、団体と連携しながら支援していく。

#### 小川委員

- 1 中山間地域のふるさと基金では、どのような支援を行っているのか。

- 2 過疎地域といわれる地域の規定を加えるとあるが、過疎地域の規定とはどのようなものか。また、規定を加えることは、どのような意味があるのか。
- 3 過疎地域対策の法律が中山間地域の指定根拠の一つとなっているが、本法律以外にも指定根拠はあるのか。

#### 農業ビジネス支援課長

- 1 一つ目は、地域の農業生産活動を活性化するためのワークショップを実施する事業である。具体的には、令和元年度に小鹿野町で生産が上手くいかず収穫時期を逃したかぼすを有効活用するため、「黄金のかぼす」として販売する支援を行った。二つ目は、大学生や若者の力を活用して、集落の活性化のための方策を調査する「ふるさと支援隊」の支援を行っている。
- 2 過疎地域とみなされる地域の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項又は第2項において、市町村単位で過疎地域の要件を満たしているところを指定している。具体的には、秩父市の旧吉田町、旧大滝村、神川町の旧神泉村が該当する。また、同法第44条第4項では、市町村合併があった場合に合併後の市町村が過疎地域の要件を満たさなくなった場合、旧市町村単位で指定できるというものである。
- 3 過疎地域の指定については三つの法律で規定している。一つ目が今回新法に移行した過疎地域対策の法律、ほか二つが、山村振興法及び特定農山村法である。

#### 小川委員

- 1 「ふるさと支援隊」は実際どのような活動をし、県の農業の振興に寄与しているのか。
- 2 小鹿野町のかぼすは、実際に儲かったのか。

#### 農業ビジネス支援課長

- 1 近年では、皆野町で地域観光資源の観光マップを電子化した。また、地元の高中生や中学生と大学生の留学生在がオンラインで交流した。
- 2 儲かっているかは分からないが、昨年はかぼすの祭りとして、地元のラーメン店や鍋料理店などの飲食店で黄金のかぼすを使用した地域おこしを行った。

#### 井上委員

- 1 畜産物輸出コンソーシアムについて、今回構成員となっているところは既に輸出を含めた実績があるとのことだが、そこに対して県が行う支援というのはどのようなものなのか。そもそも、当該コンソーシアムの構成員の方が、輸出に係るノウハウがある気がしたため、県ができる支援にはどのようなものがあるのか伺う。
- 2 「和牛として人気のある」とある。和牛と国産牛の違いは肥育年数や、4品種が和牛と言われると認識している。本事業で扱うのは間違いなく和牛か。
- 3 先ほど、県内の肉牛生産者も巻き込みたいと答弁があったが、呼び掛けで実現するものなのか。埼玉県の畜産業者は北海道や秋田県と比べると規模が小さいが、ビジネスとして成立すると考え、呼び掛けることで参加してもらえるものなのか。

#### 畜産安全課長

- 1 県は、国とのつなぎと役して、補助金の申請業務や計画策定の支援をする役割を担っている。
- 2 和牛である。

- 3 現在、輸出に取り組みたい生産者がいるのか意向調査を行っている段階である。ほかの事業で県内の肉牛農家に立ち入る機会があるため、その際に併せて意向調査を行っている。まだ始めたばかりであるが、5戸の畜産農家に聞いたところ、輸出に取り組んだことがない農家4戸のうち3戸が輸出に興味を示し参加意向があると聞いている。一方、輸出のためには規模拡大等の必要もあるなど問題点も聞かれた。規模拡大に対しては、国の補助事業などを活用し支援していく。

### 井上委員

県が、国とのつなぎや意向調査などオブザーバーとしてコンソーシアムに関わる中で学んだ様々なことを生かし、輸出に興味のある県内畜産業者をつないでいくなど、県内生産者に対して積極的に関わることを求められると思うがどうか。

### 畜産安全課長

県は畜産物の輸出に対するノウハウが少ないため、コンソーシアムに参加することで、輸出の仕組みを学ぶことができる。輸出は、生産者の希望だけで行えるわけではないため、輸出に取り組んでいる食肉処理施設や輸出事業者とのマッチングが必要になってくる。コンソーシアムに参加し、越谷食肉センターや伊藤ハム株式会社とのコネクションができたことで、新たに県内生産者が輸出に取り組むときに、県内生産者とのマッチングが可能となることは大きなメリットと考えている。マッチングにより、輸出を希望する県内生産者が輸出に取り組めることで販路拡大が図られ、畜産経営の安定につながると考える。

### 秋山委員

- 1 水田リノベーション事業について、資料の事業イメージで、産地に「地域協議会管内加工用米生産者」とあるが、これはどこに住む農家を相手にしているのか。
- 2 国産米と書かれているところは、全て県産米ということか。
- 3 水田麦・大豆産地生産性向上事業について、今回この事業で新たに始めることは何か。
- 4 事業イメージに、団地化や営農技術の導入や機械導入とあるが、それぞれの金額は幾らか。
- 5 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の予算について、今後も継続して国から補助金はあるのか。
- 6 県内で肉牛の畜産農家は何戸あるのか。

### 生産振興課長

- 1 鴻巣市の地域協議会を産地として事業が計画されている。
- 2 今回この事業で利用される国産米については、全て県産米である。
- 3 新たに始める内容としては、営農技術を導入することであるが、具体的には、湿害対策技術を導入し耕作地を深耕して水はけを良くする技術、土壌診断に基づく土づくりのため化学的な分析等を行い必要な資材を投入する技術、生育後の重点施肥は最適な施肥配分を行い追肥等を行う技術、効率的播種技術導入として大豆について畝間を狭く作った狭畦栽培を導入し中耕培土といった草の生えない技術等を含めた省力化技術を推進するものである。
- 4 事業イメージの下の絵の左側の「団地化推進等の必要経費の支援」の事業費は25万円で、定額であるため補助金額も同額である。また、真ん中の「営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証支援」の事業費は1,554万円で、定額であるため補助金額も同

額である。また、右側の「機械等の導入」の事業費は4,642万7千円で、2分の1以内の補助であるため、補助金額は2,119万3千円である。

#### **畜産安全課長**

- 5 国の補助事業は今年度で終了する。しかし、コンソーシアムの輸出は継続して行われると考えられる。
- 6 県内の肉牛の畜産農家は、120戸である。そのうち10戸程度が輸出を行っている把握している。

#### **秋山委員**

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で米が余り、米価が下落している中で、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、このような影響を受けている農家にどのような効果をもたらすのか。

#### **生産振興課長**

この事業では、地元の生産者と実需者が連携を図ることを事業要件として計画をしている。この事業の導入により農家は安定した価格で出荷ができ、経営の安定につながるものとする。

#### **武内委員**

- 1 第95号議案について、今回の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定により、指定地区の数に変更はあるか。
- 2 過疎地域対策の新法が制定されたことで、影響を受ける事業や追加されて拡大する事業はあるのか。

#### **農業ビジネス支援課長**

- 1 中山間地域の指定根拠となる三つの法律で指定されたのは10市町村になる。今回の過疎法による指定地域は増えているが、その地域は過疎法以外の法律で既に中山間地域として指定されているため、新たに中山間地域として増えるところはない。
- 2 事業対象メニューに変更はない。

#### **武内委員**

再度確認するが、新法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に移行したことにより、過疎地域は何市町村となったのか。地域名も含め伺う。

#### **農業ビジネス支援課長**

秩父市の旧吉田町が過疎地域に追加され、県の過疎地域は秩父市の旧吉田町、旧大滝村、小鹿野町の全域、東秩父村の全域、神川町の旧神泉村の4市町村である。

---

#### **【付託議案に対する討論】**

なし

---

#### **【請願に係る意見（議請第2号）】**

## 山根委員

採択すべき立場から意見を述べる。地球温暖化は世界共通の課題であり、日本において脱炭素社会に向け再生可能エネルギーの比率を高めるには循環社会の実現に向け必要な取組である。また、再生可能エネルギーの研究も大きく進んでいる昨今、知見を持つ幅広い有識者によって、次期エネルギー基本計画改定について議論することは、現実的なプロセスを導き出す観点からも評価できるため、採択を主張する。

## 秋山委員

紹介議員の立場から、賛成の意見を述べる。請願理由にあるように、現在進行中の気候危機に対し日本がすべきことは、海外に多く依存しているエネルギー原料に頼ることなく、また原発にも頼ることなく、本気で再生可能エネルギーへの転換を進めていくことである。そのためには、国の次期エネルギー基本計画の改定が大きな鍵を握っているという請願の指摘は、全くそのとおりである。何よりも、5月26日に成立した改正地球温暖化対策推進法は2050年カーボンニュートラルを目指し、再生可能エネルギーの導入目標を定めるよう求めているため、この請願に反対する理由はない。本気で再生可能エネルギーへシフトしカーボンニュートラルを目指すことを求める本請願に対する皆様の御賛同を是非お願いする。

## 武内委員

趣旨採択とすべきとの立場から発言する。請願事項に、「原発に依存しない社会をつくる観点から、次期エネルギー基本計画を改定」とあるが、国のエネルギー政策を考える上で最も重要な観点は電力の安定供給であり、それを実現するためのエネルギーミックスを図ることであるが、本請願にはその観点が欠如している。菅内閣総理大臣は、令和2年10月の所信表明演説において、「省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立する。」と表明している。令和2年10月の参議院本会議においても、2050年カーボンニュートラル実現のためには再生エネルギーのみならず、原子力を含めてあらゆる選択肢を追求していく旨答弁している。現時点において再生可能エネルギーは安定供給面、コスト面で様々な課題が存在し、その割合を高めるだけでは、将来的な電力の安定供給に不安が残る。一方で、令和3年6月18日に策定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、2050年には発電量の約50%から60%を再生可能エネルギーで賄うことを議論に当たった参考値とするなど、再生可能エネルギーの重要性は高いことから、請願の願意を考慮して趣旨採択とすべきと考える。

## 井上委員

我が会派も趣旨採択とすべきと考える。本請願は「脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進すること」「次期エネルギー基本計画の改定について、幅広い有識者による議論と国民の声を取り入れて策定すること」を国に求める意見書を国に提出することを求める内容である。まず、1点目については、我が会派も再生可能エネルギーを推進すべきとの立場である。また、2点目についても、我々も今後のエネルギー基本計画の策定に当たり、専門家や経済団体だけではなく、例えば環境団体や若者等、幅広い議論が必要と考えるため、請願者の願意に大いに賛同する。一方で、本請願の「請願事項」「請願理由」の記載の中には、抽象的又は賛同し難い文脈もあるため、我が会派としては、本請願について趣旨採択とすべきと考える。